

2012年2月21日

最高裁判所第一小法廷 御中

分限免職処分取消請求上告事件（平成23年（行ツ）第328号）  
同 上告受理申立事件（平成23年（行ヒ）第367号）

抗議文

上告人・上告受理申立人 疋田哲也  
同 代理人弁護士 津田玄児  
同 代理人弁護士 福島晃  
疋田分限免職取消訴訟支援の会  
代表 荒井容子

第1 抗議の趣旨

上記上告人にかかる、分限免職取消請求事件について、平成24年2月16日付けにて、早々に上告棄却および上告不受理の決定が為されたことに対して強く抗議する。

第2 抗議の理由

1 上告理由書、上告受理申立理由書ならびに、2011年12月21日付けの要請文にても明らかにしたとおり、本件は、東京都の公立中学校の教員であった上告人が、折から上告人の教育内容に関連して校長・教頭から圧力をかけられていたところ、上告人が起こした体罰事件を契機として、体罰事件以外にも職務命令違反行為などを理由とされ、資質改善のための研修継続中であつたにもかかわらず、突然に分限免職処分が発令された事案です。

本件においては、すでに指摘したとおり、特異かつ不可解な点が数多く見受けられる案件であり、最高裁昭和48年判例にも反するものであり、かつ、児童生徒の教育を受ける権利、教育公務員の身分保障にも関わる重大な案件です。

2 公務員の身分保障については、分限免職制度を悪用して容易な免職を可能にしようという動きが東京都や大阪府などでもあつるところであり、看過できない重大な問題でもあります。

本件の決定により、公務員全体に対して懲戒処分の代替として安易な首切り手段として分限免職が悪用されることを強く懸念します。

3 また、教員の適格性についても、校長等の職務命令を重視し、個別の教員の教育の裁量を大きく制限するものであり、教員の教育活動を大きく制限するものであって、これは児童生徒の教育を受ける権利に多大な悪影響を及ぼすことを強く懸念します。

4 そのために、本件においても、上告申立後、2012年12月21日に要請を行い、原審の恣意的な判断を指摘するとともに、上告人側で学者意見書を準備中であること、引き続き慎重審理の要請を継続してゆく等を最高裁判所に伝え、口頭弁論を開いた上での慎重審理を要請したところです。

なお、上告人としては、予定されていた要請日である平成24年2月21日に上告理由補充書面を提出する予定で準備中でもありました。

5 それにもかかわらず、最高裁判所への記録到達後わずか5ヶ月という短期間にて、上告棄却、上告受理申立不受理決定を出したことは、およそ最高裁判所が本件について十分な審理を行ったとは考えられません。

6 最高裁判所が、教育を受ける権利、公務員の身分保障に関わる重大な案件である本件をかくも軽視したことについては極めて遺憾であるとともに、今後の教育関係および公務員関係に対して多大な悪影響を及ぼすことを懸念し、本件決定について強く抗議するものです。

以上